

論文審査の結果の要旨

氏名 高野さやか

高野さやか氏の論文、『ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会 — 北スマトラ州メダン市の地方裁判所からみる国家法と慣習法の動態—』の目的は、インドネシア社会の法人類学的研究において、これまで中心的なテーマとなってきた慣習法、アダットが、現在、国家法や司法制度と、相互的に、どのようにかかわりあっているのかについて、同国スマトラ島のメダン市における地方裁判所と、そこでの訴訟を主たる事例として考察するものである。

本論文のデータは、インドネシア共和国、北スマトラ州メダン市およびその近郊における、2004年8月から2006年7月と、2008年2月に行われた、裁判所を中心とする現地調査から得られた。

本論文は、全7章の本文と、写真資料、参照文献表から成る。第1章では、国家法と慣習法との関係を明らかにし、問題を設定した。第2章では、インドネシアにおけるフクムとアダットの概念について検討した。「フクム」は国家による制定法、成文化された公的な規範を意味する。一方「アダット」は、「慣習」、「儀礼」から「適切なふるまい」の意味も持つ、幅広い概念である。近年では、ポスト・スハルト期におけるアダット復興運動と、司法改革におけるアダットの再評価が注目されている。従来の研究はこのアダットをフクムとの対立、葛藤において考察してきたが、そうした理解がフクムおよびアダットの特定の側面を強調しすぎたものであることを指摘する。第3章では、メダン市を概観し、メダンが多民族都市であることについて述べる。アダットを担う単位は、民族集団であるが、メダンには優勢な民族集団がないため、これがメダンのアダットである、と呼べるものがなく、インドネシアの他の地域とは異なる状況にある。

第4章では、メダン地方裁判所を対象を設定する。論者は、裁判所の空間配置や、日常的な業務の様子について生き生きと記述することで、裁判所が周囲の社会と隔絶されてはいない、地続きである様相を明らかにした。また、夫婦間のいさかいといった訴訟においても、当事者や判事は積極的にアダットを援用しようとはせず、あくまでもフクム、国家法による解決をめざしていることを論述した。つまり、アダットの領域が限定的なものになっている一方、周辺の状況や日常的な感覚に基づく価値判断がフクムのなかに取りこまれているのだ。第5章では、インドネシアにおけるADR (Alternative Dispute Resolution、裁判外紛争処理) が紛争の効率的な処理のために導入されたことが取り上げられる。そこではアダットの役割が、国家法を補完する、大きなものと位置づけられている。しかし、メダンでは、ADRの導入がうたわれても、統計上の和解・調停の成立件数に目立った増加はない。むしろ、裁判というプロセスの中に、裁判官や事

務員などとのやりとりによって情報を共有しながら進む状況や、判決だけでなく取り下げや放置という手段も、紛争の収束に一定の意義を持っているという、「裁判外」の紛争処理といってもよいものが見られる。ここでも、フクムとアダットを並置するような枠組みは必ずしも有効ではない。

第6章では、土地紛争の事例が扱われている。問題となっている土地は、19世紀後半にタバコ農園として開発され、インドネシア政府が1960年の土地基本法によって国有化し、プランテーション会社が土地の利用を認められた。住民はタバコ農園時代以来の土地の用益権を主張し、敷地内への集団移住やデモなどによって土地についての権利を主張してきた。しかし近年、住民団体は「アダットの土地」としての権利主張から離れ、その土地はスルタンが植民地時代にプランテーション会社に「フクム」に基づいて契約を結んで貸したものだ、という「スルタン租借地」運動との共闘を始めている。この事例は、フクムに拠って立つ政府および国营農園会社と、アダットに基盤を持つ先住民団体の対立という、インドネシア各地で起きている「アダット復興」とは異なるものである。第7章では、本論文の内容をまとめ、結論づける。

上記の内容を持つ本論文は、以下の三点において、文化人類学に対する貢献が顕著である。第一に、国家制度の調査という困難な作業を遂行し、地方裁判所に勤務する、あるいは地方裁判所を利用する人々の日常についての民族誌的記述を通じて、ポスト・スハルト期における法のありかたと、その変化の萌芽を微視的にとらえた。第二に、これまでインドネシアにおいて、固有の法規範として研究が積み重ねられてきた「アダット」の現在を、従来のように国家を単位とする法制度との対立に注目するのではなく、実定法と相互に参照しあうことによってその多様な現れが生成するプロセスを明らかにした。第三に、いくつかの紛争事例における、実定法やアダットをふくむ複数の価値基準の発現とその収束を描き出し、インドネシアという特定の事例を扱いながらも、生活の中で起きるさまざまな解決困難な問題に対して、法がどのように現れるか、という、より一般的な問題を考察した。

むろん、本論文にも問題点はある。審査委員からは、この分野の重要文献が必ずしも網羅的に取り扱われていないこと、ポスト・スハルト時代における激しい社会変容という背景が、事例解釈の中で十分に関連づけて検討されていないこと、などが指摘された。

しかしながら、こうした点は、本論文の本来の価値をそこなうものではなく、本論文は文化人類学の研究に対して重要な貢献をなしていると判断された。したがって、本審査委員会は、全員一致で、本論文提出者は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。